

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金 高性能林業機械貸付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金（以下「基金」という。）は、林業担い手育成確保対策事業補助金交付要綱及び一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械借受事務取扱要領（以下「借受事務取扱要領」という。）に定めるほか、この貸付事務取扱要領により林業の機械化を促進するために必要な高性能林業機械の貸付を行う。

(貸付対象機械)

第2条 貸付の対象とする機械は、毎年度一般財団法人森林・緑整備基金代表理事（以下「代表理事」という。）が定めるものとし、借受事務取扱要領により基金が借り受けた機械とする。

(貸付の対象者)

第3条 貸付の対象者は、県内において林業を営む者及び代表理事が認める者とする。

(貸付の範囲)

第4条 機械貸付の範囲は、森林の施業管理またはこれに付随する工事等の施工に使用する場合に限るものとする。

(借受申請)

第5条 機械を借受けようとする者（以下「借受申請者」という。）は、基金に機械の借受状況を確認のうえ、林業機械借受申請書（様式第1号）を代表理事に提出しなければならない。

(審査及び通知)

第6条 代表理事は、前条による申請書を受理し適正と認めたときは、林業機械貸付通知書（様式第2号）を借受申請者に通知するものとする。

(貸借契約)

第7条 機械の貸付決定を受けた者（以下「借受者」という。）は速やかに林業機械貸借契約書（様式第3号）により貸借契約を締結しなければならない。

(貸付料)

第8条 機械の貸付料は、基金が別に定める借受料（以下「借受料」という。）から、基金が定める基準額（以下「基準額」という。）の2分の1を差し引いた額とする。

なお、借受料が基準額を下回る場合は、借受料の2分の1の額とする。

(機械の現状確認)

第9条 機械の引き渡しにあたり、機械を基金に貸し付ける者（以下「貸付者」という。）は、

借受者の立ち会いのもとに機械の現状確認を行わなければならない。

(機械オペレーター)

第10条 借受者は、機械の操作及び作業に関する教育を受けている者、または機械の操作及び作業に関する知識、技能を有している者を当該機械の機械オペレーターとして作業に従事させなければならない。

(安全作業の遵守)

第11条 借受者は、安全作業に努め災害防止に万全を期さなければならない。

2 人身事故及び物損事故が発生したときは借受者の責任において処理しなければならない。

(維持管理)

第12条 借受者は、機械の使用にあたり日常の点検整備を実施し、善良な維持管理を行わなければならない。

2 借受者は、貸付を受けた機械を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(契約内容の変更)

第13条 借受者は、契約内容を変更するときは、あらかじめ林業機械貸借契約変更申請書(様式第4号)を代表理事に提出し承認を受けなければならない。

2 代表理事は、前項による申請書を受理し適正と認めるときは林業機械貸借契約変更承認通知書(様式第5号)を通知するものとする。

(経費負担)

第14条 機械の貸借期間中に要する機械の運搬、油脂・燃料、消耗品に係る経費は、借受者がこれを負担しなければならない。

(棄損または滅失の報告及び措置)

第15条 借受者は、機械の貸借期間中に棄損または滅失したときは、直ちにその事実及び事由について、代表理事に林業機械借入に伴う事故発生報告書(様式第6号)を提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の滅失または棄損が借受者の責に帰すべき事由によるときは、借受者の負担により、これを補填または修理しなければならない。

(機械の返還時の点検)

第16条 機械の返還にあたり、借受者は、貸付者立ち会いのもとに機械の点検を行わなければならない。

(完了届)

第17条 借受者は、機械の使用を完了したときは、速やかに林業機械借受完了届（様式第7号）を代表理事に提出しなければならない。

（貸付料の納入）

第18条 借受者は、代表理事が発行する林業機械貸付料納入通知書（様式第8号）により、定められた期日までに指定された口座に振り込むこととする。

2 振り込みにかかる手数料は借受者の負担とする。

（違反行為等の措置）

第19条 代表理事は、借受者が次の事項に該当するときは、貸付機械を返還させることができる。

- （1）申請書に虚偽の記載があったとき。
- （2）この取扱要領に定める事項に違反したとき。
- （3）そのた借受者に貸付を不相当と認める行為があったとき。

（その他）

第20条 この取扱要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度、借受者と協議して定めるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成10年度事業から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成24年度事業から適用する。

附 則

この取扱要領は、一般財団法人移行の登記の日から施行する。